

// 知っていれば安心、役立つ情報や各種ご案内を掲載しております。 //

協会けんぽ鹿児島支部からの お知らせ

令和7年
3月号

職場内で
回覧を
お願いします



今すぐ活用!マイナ保険証

よりよい医療が受けられる

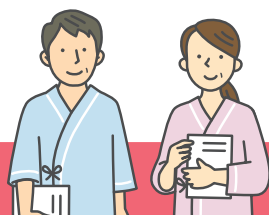
- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査のリスクが少なくなります。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。
- 旅行先や災害時でも、薬の情報等が連携されます。

※本人が同意した場合のみ



各種手続きも便利・簡単に

- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が省略できます。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。※新しい保険者によるマイナンバーの資格登録が必要です。
- 高齢受給者証の持参の必要もなくなります。



マイナ保険証についての特設サイトはこちら



令和7年度の健診案内について

令和7年度の健診の案内を下記の日程でお送りいたします。ご案内が届きましたら、内容をご確認いただき、希望する健診機関へご予約をお願いします。年に1回、健診でご自身のからだをチェックしてみましょう!

健診名	対象者	発送時期	送付先	送付物
生活習慣病予防健診	35歳～74歳までの被保険者	令和7年3月14日より 順次発送	事業所様	案内と 対象者一覧
特定健診	40歳～74歳までの被扶養者	令和7年3月31日より 順次発送	被保険者様のご自宅	案内と 受診券(セット券)※

※受診時に必要ですので無くさないように保管してください。

- 事業者様向け「情報提供サービス」は、生活習慣病予防健診の対象者データをダウンロードすることができます。



- 健診についてもっと詳しく知りたい方はこちら



- 健康保険料率の引き下げにつながるインセンティブ制度をご存じですか?健診と保険料率について詳しくはこちら



【お問い合わせ先】 保健グループ ☎099-219-1735

退職後に任意継続保険の加入を希望される方へ

健康保険制度では、被保険者（加入者ご本人）が退職等により健康保険の資格を喪失した際に加入条件を満たしていれば、引き続き「任意継続被保険者」として健康保険に加入することができます。

加入条件

- ①退職日までに継続して**2ヵ月以上**の被保険者期間があること
- ②退職日の翌日から**20日以内(必着)**にお住まいの都道府県にある協会けんぽの支部に任意継続資格取得申出書を提出すること

注意点

★各種認定証等をお持ちの方へ

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証等を利用していた方は、**認定証等の交付申請が再度必要**となります。

	在職時より引き続き被扶養者となる場合		任意継続の資格取得と同時に新たに被扶養者となる場合
	マイナンバーによる情報照会の実施を希望する場合	マイナンバーによる情報照会の実施を希望しない場合	
被保険者と同居	●添付書類不要(※)	●収入を証明する書類	●続柄を証明する書類 ●収入を証明する書類 ●同居していることを証明する書類
被保険者と別居	●仕送りの事実と1回あたりの仕送り額が確認できる書類	●収入を証明する書類 ●仕送りの事実と1回あたりの仕送り額が確認できる書類	●続柄を証明する書類 ●収入を証明する書類 ●仕送りの事実と1回あたりの仕送り額が確認できる書類

※協会けんぽがマイナンバーを未収録である場合や、照会の結果、情報を取得できない場合は、添付書類が必要になる場合があります。

(確認書類の具体例)

- ①続柄を証明する書類：戸籍謄(抄)本、または、世帯全員が記載されている住民票
- ②収入を証明する書類：所得証明書、(非)課税証明書、給与証明書、離職票のコピー、雇用保険受給資格者証または直近の受給資格通知のコピー、直近の年金額改定(振込)通知のコピー、確定申告書のコピー(青色申告の場合は「青色申告決算書」、白色申告の場合は「収支内訳書」等、収入の内訳が確認できる書類が必要)等
→16歳未満の場合は添付不要(学生の場合でも16歳以上の方は添付が必要)
- ③同居していることを証明する書類：同居が確認できる、世帯全員が記載されている住民票
- ④仕送りの事実と1回あたりの仕送り額が確認できる書類：預金通帳のコピー、現金書留控えのコピー等
→16歳未満及び16歳以上の学生の場合は添付不要

- ☒ 制度の詳細について知りたい…
 - ☒ 各種申出書をダウンロードしたい…
- 協会けんぽホームページをCheck!

協会けんぽ 任意継続

検索



申請書の提出は郵送が便利です!

- ▼毎年3～4月は窓口が大変混み合います。
- ▼窓口で各種認定証の即時交付はできません。
- ▼専用駐車場はございません。



全国健康保険協会 鹿児島支部
協会けんぽ

〒892-8540 鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル6階
TEL:099-219-1734(代表) FAX:099-219-1743

メルマガの登録はコチラ



LINEの登録はコチラ



～協会けんぽ鹿児島支部ホームページ～



協会けんぽ鹿児島

検索